

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会教育政策課															
契約締結年月日	令和6年6月4日															
業務名	城山小学校トイレ改修工事（2期）監理業務委託															
業務の概要	城山小学校トイレ改修工事（2期）監理業務委託における平成31年国土交通省告示第98号に基づく工事監理業務															
契約金額（税込）	3,960,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。															
契約の相手方	株式会社協同設備事務所															
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 <small>(該当する□欄に印をつけること)</small></p> <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td> <td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。															
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。															
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。															
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。															
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。															
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。															
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。															
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>当該工事の実施設計は、株式会社協同設備事務所によるものであり、設計内容を工事監理者に伝達する工程を不要とし、設計意図の伝達に関する業務の金額を軽減することが可能である。</p> <p>また、これまでの経緯から委託者の考え方を最も理解するとともに、工事場所の現況及び設計内容等に精通し、当該工事施工業者へより的確な指示が期待できることから、当該工事の設計者である株式会社協同設備事務所を随意契約の相手方とする。</p>															

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会教育政策課です。